

職業安定分科会雇用保険部会（第 209 回）	資料 3 - 1
令和 8 年 1 月 30 日	

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

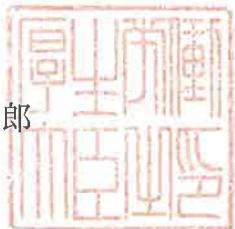
厚生労働省発職 0130 第 3 号

令和 8 年 1 月 30 日

労働政策審議会

会長 岩村 正彦 殿

厚生労働大臣 上野 賢一郎



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

- 1 雇用保険法第二十二条第一項に規定する所定給付日数（所定給付日数を超えて基本手当を支給することができる場合には、当該日数を加えた日数）を三十で除して得た日数に相当する回数の広域求職活動費の支給に係る広域求職活動をした受給資格者が、その最後の広域求職活動後にした広域求職活動については、広域求職活動費を支給しないものとする。（雇用保険法施行規則第九十六条の二第一号関係）
- 2 高年齢受給資格者、特例受給資格者及び日雇受給資格者に係る広域求職活動費の支給要件について、1に準じたものとする。（雇用保険法施行規則第九十六条の二第二号及び第三号関係）
- 3 その他所要の改正を行う。
- 4 この省令は、令和八年八月一日から施行する。（附則第一条関係）
- 5 この省令の施行に關し必要な経過措置を定める。（附則第二条関係）